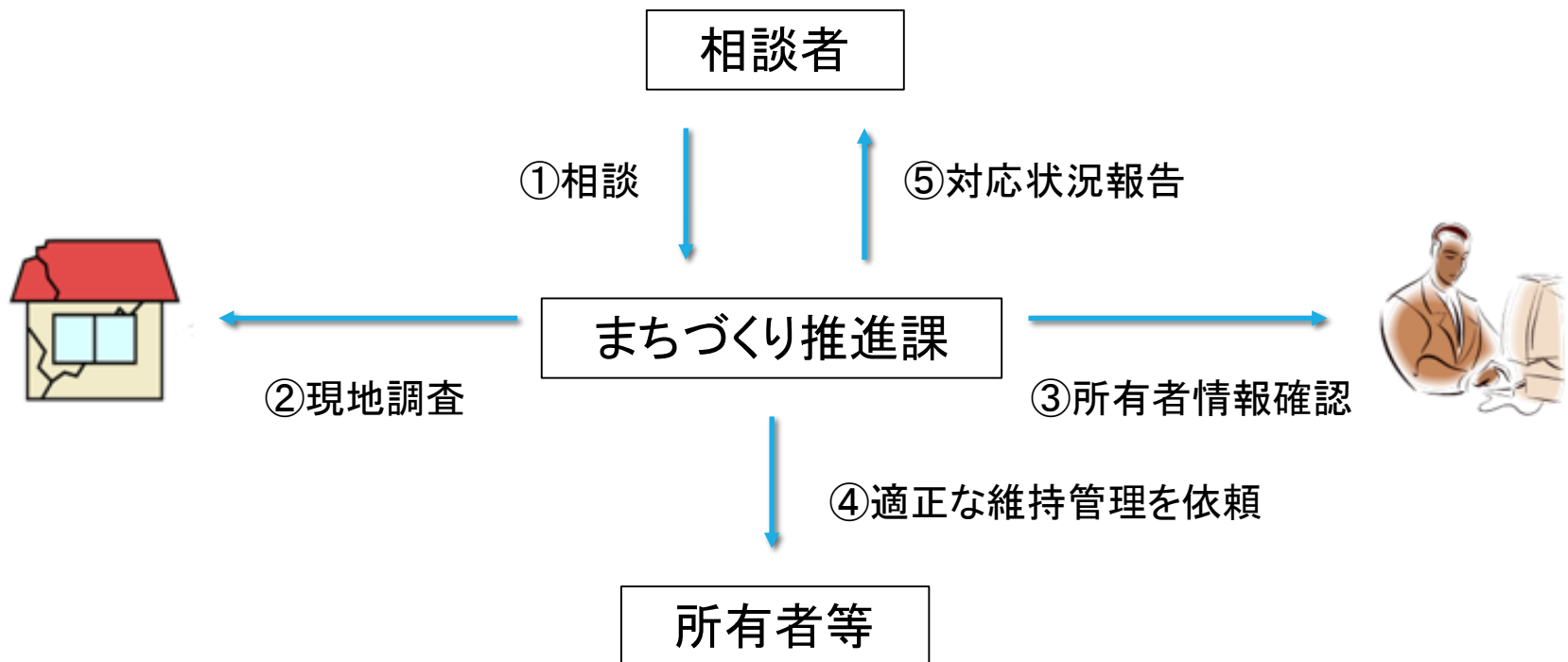


1. 空家等対策の取組状況について

空家等対策の取組状況① (相談があった時の対応)

近隣住民等から相談を受けた、適正な維持管理がされていない家屋の所有者等に対し、適正な維持管理を促している。



空家等対策の取組① (今年度の相談状況)

空家等相談件数 15件

売却済み 1件

解体済み 1件

売却中 2件

修繕等対応あり 8件

修繕等対応なし 1件

依頼文未発出 2件

危険性が
確認できな
かったため

空家等対策の取組① (空家等の除却等件数)

		令和元年度	令和2年度
調査対象		518件	497件
アンケート回収済	空き家	98件	88件
	居住・利用等	207件	201件
アンケート未返信		213件	206件
上記のうち、危険家屋	危険度Ⅲ ※1	3件	3件
	危険度Ⅳ ※2	1件	1件

令和3年1月末時点。

平成28年度の実態調査より、除却済み・建替え済み家屋をカルテから除外し集計。

※1:一部倒壊及び落下の危険がある

※2:倒壊及び落下の危険があり、周辺に危害を及ぼす可能性がある

空家等対策の取組② (愛知県宅地建物取引業協会との協定)

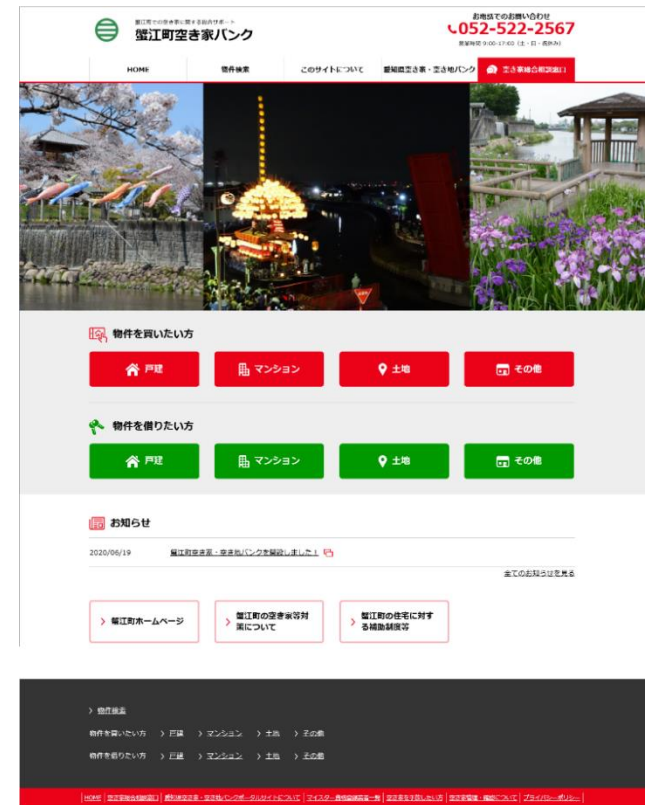
- ・平成31年2月20日付で、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会(以下、「宅建協会」という。)と協定締結。
- ・宅建協会による、空き家総合相談窓口の開設。これまでに4件の電話相談あり(令和3年1月末時点)。
- ・町で対応している空家等も、所有者に空き家総合相談窓口を案内することで、より専門的な見地から対応していただいている。



空家等対策の取組② (空き家バンク開設)

- ・令和2年7月1日、空き家バンクを開設。
- ・ホームページ全体の管理は町が行い、
物件掲載と物件管理は宅建協会及び
空家マイスターが行う。
- ・空き家と空き地について、それぞれ売却
と貸出情報が掲載される。
- ・現在の掲載数は、土地売却2件、マンシ
ョン売却1件。

蟹江町空き家バンクURL
<https://akiyabk.com/kanie/>



2. 空家等の情報提供について

空家等の情報提供

〈概要〉

○同意書

- ・令和元年度に行った利活用アンケートにおいて、売却希望又は賃貸希望と回答した17件に、宅建協会への情報提供同意書を送付した。
- ・**12件**から同意書の返送があり、同意を得られた。

○情報提供

- ・令和2年4月、宅建協会に、**同意書提出者(12件)**の情報を提供。
- ・**12件**のうち、宅建協会が**8件**対応中(令和3年1月末時点)。

情報提供同意を得られた 12件の土地の状況

市街化区域	4件
市街化調整区域	8件

接続道路幅員4.0m以上	5件
接続道路幅員4.0m未満	7件

その他の状況

- 水路占用等による接道 2件
- 都市計画道路内 1件
- 既存宅地要件有 2件

8件の対応状況

個人情報保護のため非公開

3. 今後の予定について

蟹江町における今後の空家等対策について

- ・相談のあった家屋について、必要に応じて空家カルテに追加予定。
- ・引き続き、宅建協会と連携をとりながら空家対応をしていく。
- ・令和元年度アンケートの未返信者に対して再度アンケートの送付と情報提供同意を順次取得していく予定。



宅建協会との協力体制を強化し、
空家の管理・利活用を引き続き促進